有料職業紹介事業許可申請

提出様式

			提出部 数	
•	• •	原本	コピー	
(1)職業紹介事業許可申請書 (様式第1号) 〔第1面~第2面〕	1	2	
2	職業紹介事業計画書 (様式第2号) ※複数事業所を同時申請する場合、事業所ごとに作成	1	2	
3	届出制手数料届出書 (様式第3号)(届出制手数料を選択した場合に限る) ※手数料は「上限制手数料」又は「届出制手数料」のいずれかを選択		2	
4	職業紹介事業取扱職種範囲等届出書 (様式第6号) 〔第1面・第2面〕 (職種・地域を定めて届け出る場合のみ提出が必要)	1	2	

添付書類 • • • 複数事業所を同時申請する場合、⑤~⑦及び⑪~⑭は事業所ごとに用意してください

	• 複数事業所を同時申請する場合、⑤~⑦及び⑪~⑭は事業所ことに用意してくたさい		
(1)	定款又は寄附行為		2
U	※内容に変更がある場合には株主総会議事録も添付		(2)
2	登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	1	1
	代表者・役員の住民票の写し(本籍地、または国籍及び在留資格記載のもの)		
3	※非常勤、社外、監査役等を含む登記簿謄本に記載されている全員分が必要	1	1
	※マイナンバー(個人番号)の記載のないもの (全世帯分は不要となります)		
	代表者・役員の履歴書		
4	※非常勤、社外、監査役等を含む登記簿謄本に記載されている全員分が必要		
-	※写真は不要	1	1
	※「氏名」「生年月日」「住所」「最終学歴」「職歴」「賞罰の有無」を記載		
	(職歴は「入社・退社の年月」「役員の就任・退任の年月」を明記し、空白期間のないように		
	「例:求職活動、法人設立準備等」詳細に記入)		
(5)	職業紹介責任者の住民票の写し(本籍地、または国籍及び在留資格記載のもの)		
	※役員が兼務する場合は不要	1	1
	※マイナンバー(個人番号)の記載のないもの (全世帯分は不要となります)		
	職業紹介責任者の履歴書		
	※役員が兼務する場合は不要		
6	※写真は不要	1	1
	※「氏名」「生年月日」「住所」「最終学歴」「職歴」「賞罰の有無」を記載		
	(職歴は「入社・退社の年月」「役員の就任・退任の年月」を明記し、空白期間のないように		
	「例: 求職活動、法人設立準備等」詳細に記入)		
	職業紹介責任者講習会の受講証明書(許可の申請の受理日前5年以内の受講日のものに限る)		2
8	最近の事業年度に係る貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書		2
9	法人税の納税申告書(別表1「税務署の受付が確認できるもの」、及び別表4)		2
10	法人税の納税証明書(その2 所得金額用)	1	1
(11)	賃貸借契約書 (転貸借契約の場合は「原契約書」「転貸借契約書」「所有者の承諾書」)		2
W	※自己所有の場合は、不動産登記簿謄本	(1)	(1)
12	手数料表	-1	1
	※選択した手数料に応じた手数料表を作成	'	-
13	個人情報適正管理規程	1	1
(14)	業務の運営に関する規程	1	1
(14)	※取扱職種・地域の限定、手数料の設定等、その内容に応じて作成	'	'
_	しきまちのも常に しょては、地口次州大道加大大阪レナチリ 人どもリナナ		

- 上記書類の内容によっては、補足資料を追加でお願いする場合があります 国外にわたる職業紹介を行う場合は、「国外にわたる職業紹介を行う場合」に記載の様式・書類も必要 です。

確認書類・・・(申請時にご持参ください)

- ①代表者・役員・職業紹介責任者が他の法人で代表者・役員を兼ねている場合 その法人の定款・登記簿謄本等のコピー
- ※事業目的が確認できれば、会社案内やホームページを印刷したもの等でも結構です
- ②事業所のレイアウト図 2部
- ③公正採用選考人権啓発推進員選任状況報告

申請手数料等・・・ 収入印紙 5万円 (複数事業所を同時申請する場合、2事業所目からは1事業所につき1万8千円を加算) ※郵便局などで購入

登録免許税 9万円 (領収証書原本が必要)

※税務署(東京労働局で申請の場合は芝税務署)または郵便局や銀行等で納付

提出先・・・ 事業主(本社所在地)を管轄する労働局

+日 山 立7 米4-

取扱職種又は取扱地域の変更

提出様式・・・

提出部数原本 コピー

① 職業紹介事業取扱職種範囲等届出書 (様式第6号) 〔第1面·第2面〕 1 2

◎ 上記書類の内容によっては、補足資料を追加でお願いする場合があります

添付書類・・・不要

提出期限・・・変更日の翌日から10日以内

手数料・・・なし

提出先・・・ 事業主を管轄する労働局、または事業所を管轄する労働局

国外にわたる職業紹介を行う場合(取次機関の追加・変更・削除を含む)

添付書類・・・

1	相手先国の関係法令(職業安定法や労働関係法等)とその日本語訳 ※相手先国において職業紹介の実施が認められている根拠となる規定に係る部分のみで可		2
	※法規制のない国の場合は、その旨を証明した法律専門家(弁護士)の証明書と その日本語訳	(1)	(1)
2	相手先国において、国内外にわたる職業紹介について、当該取次機関の 活動が認められていることを証明する書類(許可証・登録証等)と その日本語訳		2
	※相手先国において当該取次機関の活動が認められていることを証明する部分のみで可		
3	取次機関及び事業者の業務分担について記載した契約書とその日本語訳(外国語で記載されている場合) ※取次機関及び事業者の業務分担がわかる部分のみで可		2

- ◎ 上記書類の内容によっては、補足資料を追加でお願いする場合があります
- ◎ 特定技能の在留資格に関して職業紹介を行う場合には、相手先国の法令において、送り出し手続きが 定められている場合がありますので、事前に出入国在留管理庁ホームページにて最新の情報を十分確 認してください。

提出期限・・・変更日の翌日から10日以内

手数料・・・なし

提出先・・・ 事業主を管轄する労働局、または事業所を管轄する労働局

有 料 · 無 料 職 業 紹 介 事 業 許 可 申 請 書 職業紹介事業許可有効期間更新申請書

許可申請年月日を記載

更新の場合は「職業紹介事業許可申請書」を抹消し、「職業紹介事業許可有効期間更新申請書」を残す。

① 令和 2年12月25日

厚生労働大臣 殿

有料の許可申請は2,3,4を抹消し、1を残す。 無料の許可申請は1,3,4を抹消し、2を残す。 有料の更新は3を、無料の更新は4を残す。

(ふりがな) だいひょうとりしまりやく とうきょうたろう

②申請者 氏 名 代表取締役 東京 太郎

法人又は団体にあってはその名称及び代表者の氏名を記載

- 1. 職業安定法第30条第1項の規定により下記のとおり許可の申請をします。
- 2. 職業安定法第33条第1項の規定により下記のとおり許可の申請をします。
- 3. 職業安定法第32条の6第2項の規定により下記のとおり更新申請をします。
- 4. 職業安定法第33条第4項において準用する同法第32条の6第2項の規定により下記のとおり更新申請をします。

記

	更新の場合は、許可番号及び () に許可有効期間の末日を記載		
③許 可 番 号		()	
(ふりがな) ④氏名又は名称	まるばつ かぶしきかいしゃ		
(ふりがな) ⑤所 在 地	〒 1 0 2 - 8 3 0 5 電話03 (3452) 14 みなとくかいがん 東京都千代田区九段南一丁目2番1号 電話03 (3452) 14 しくは住民票どおりに記述		
(^{ふりがな)} ⑥代表者氏名等	氏 名 とうきょう たろう 東京 太郎	住 所 とうきょうとねりまくなります 東京都練馬区成増●─●─ 成増ビル702	
⑦役 員 氏 名 等 (法人のみ)	氏 名 ひがしの 東野 △△ なつめ 夏目 ■■	住 所 とうきょうとせたがやくしもうま 東京都世田谷区下馬1-2-▲ とうきょうとすぎなみくこうえんじ 東京都杉並区高円寺1-1-●	

収入印紙

消印しては ならない ⑥以外の役員が4名以上の場合は別紙(任意)に記載し、⑦欄には「別紙のとおり」と記載 *監査役(監事)も役員に含みます。

⑥と⑦の氏名、住所は住民票どおりに記載

第1号(第2面)	現在、実際に行っている事業のいても、実施していないものに		を目的として足獣等に足めて
兼 ⑧ の種類・内容	(派13-300●●●)	2. 再就職支援 5.	労働者派遣事業の許可を受けている 許可番号も記載してください。
職業紹介事業を行う	事業所に関する事項	a. 点 四字条 - 立口目	賃貸借契約書に記載されている所在: 産番号まで記載すること。
57 FA	9事	業地	E H 19 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17
名 称 ○× 株式会社	所 在		
おしごと紹介セ	ンター 〒108-0022	東京都港区海岸3	- 9 - 4 5 海岸ビル301号
	<u>* </u>	11)担当者職	・氏名・電話番号
氏 名	住所		
やまもと		総務課総務係 斉藤	
	東京都台東区上野〇丁目	(0 3)	3 5 1 2 -1 400
	番10号	電話番号は	は事業所の電話番号を記載。個人の連
			らりません。
	所は住民票に記載されている 住民票住所以外にお住まいの		職業紹介事業を行う場所が複数ある
場合は、合わせて居所を		業 所	職業紹介事業を行り場所が侵奴める場合は追加で記載。
		地	WILLIAM CHIENO
	さしごと紹 〒539-○○(
介センター大阪事			○一○▲■ビル201号
<u></u> ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	紹介責任者 住 所		・氏名・電話番号
八		- 大阪おしご	ごと紹介事業部 事業課長
	大阪府大阪市天王寺区石		★★
上田 △△	が辻1-〇-1-207号		$(06)1155 - \blacktriangle \blacktriangle \blacktriangle$
②取次機関 💮 🖼 💮			
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	こわたる職業紹介を行う(行って	いる)場合で、取択機関を	村用する場合のみ記載
(ふりがな) イ名 称	\overline{Z}		
7 7 77			
\$ 10 29 E			
(^{ふりがな)} 口住 所			
ハ 事業内容			

申請者(法人にあっては役員を含む。)は、職業安定法第32条各号のいずれにも該当しないこと並びに同法第32条の14の規定により選任する職業紹介責任者は未成年者に該当しないこと、同法第32条第1号から第8までのいずれにも該当しないこと及び職業安定法施行規則第24条の6第2項に規定する基準に適合することを誓約します。

通達様式第10号 (日本工業規格A列4)

取次機関に関する申告書

提出年月日を記載

令和2年12月10日

厚生労働大臣 殿

(ふりがな) ちよだくくだんみなみ

住 所 千代田区九段南1-2-1

かぶしきかいしゃ じゅきゅうしょうじ

②申請者 株式会社 需給商事

(ふりがな) だいひょうとりしまりやく とうきょういちろう

氏 名 代表取締役 東京 一郎 印

下記の事務所に係る取次機関については、以下の要件を満たしていることを申告します。

- 1. 当該国において事業を合法的に実施することが認められていること。
- 2. 職業紹介に関し、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、求職者の金銭その他の財産を管理し、求職者との間で職業紹介に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結し、又は求職者に対して渡航費用その他の金銭を貸し付けていないこと。

記

事業所の名称	株式会社 需給商事
所 在 地	千代田区九段南1-2-1
取次機関の名称	
住 所	フィリピン共和国 〇〇一□□
事業内容	人材派遣会社